取組項目3-1　鉄道駅や周辺のバリアフリーを充実させる
事業番号27　駅と周辺の主要な公共施設を結ぶ経路の整備　補足資料

指定アクセスルート　改善方針とその対応状況

凡例：　◎　対応済み　●　建築課がR元年度に実施（●　モデル事業）　■　施設管理者等に依頼、令和元年度に実施・一部実施
○　建築課がR2年度以降に順次実施　□　施設管理者等に依頼、R2年度以降順次実施　－　対象外

ガイドラインの取組方針		改善方針		アクセスルートの取組		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	備考
					指定年度	H30	H30	H30	H30	H30	H30	H30	H30	H30	H30	H30	H30	R2	R2	
					駅	練馬駅			中村橋駅		石神井公園駅		大泉学園駅		光が丘駅				練馬高野台駅	
						練馬区役所	区民産業プラザ	練馬文化センター	練馬区立美術館・貫井図書館	中村橋区民センター	石神井庁舎	石神井公園区民交流センター	大泉区民事務所	ゆめりあホール・大泉総合福祉事務所	光が丘区民センター	文化交流ひろば・こども発達支援センター	光が丘図書館	練馬光が丘病院	順天堂医学部附属練馬病院外来棟	
①わかりやすく一貫した案内誘導	1	事前の情報入手	事前に移動しやすい経路やバリアフリー設備の情報を入手できるよう、区公式ホームページの施設案内や「あんしんおでかけマップ」等に情報を掲載します。	・公式ホームページの各施設案内にアクセスルート情報掲載 ・あんしんおでかけマップにルート表示	HP	あんしんおでかけマップをリンク表示												－	－	
					マップ	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	2	施設への案内誘導	駅から施設までの経路がよりわかりやすく迷いにくいよう、駅周辺や交差点等の要所に誘導サインや案内地図等を追加、改善します。	・サインの不連続箇所に誘導サインの追加・改善		●	●	●	□	□	□	□	□	□	■	◎	□	◎	◎	
				・交通広場等の案内地図サインにアクセスルートの表示		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	□	□	
	3	バリアフリー設備の案内	公共施設の出入口に、総合受付、だれでもトイレや授乳室などバリアフリー設備の有無、位置などをわかりやすく表示します。	・バリアフリー設備等一覧ポスターを各施設に掲示		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	□	□	
	4	視覚障害者誘導用ブロック	駅から主要な公共施設の案内所（有人受付等）まで、視覚障害者誘導用ブロックが連続するよう整備します。	・視覚障害者誘導用ブロックの不連続箇所の整備、改善	区道	●	●	●	□	◎	□	◎	◎	◎	◎	◎	－	◎	◎	
					都道	◎	－	－		－	R5ころ無電柱化工事に合わせる。	－	－	－	◎	◎	□	◎	◎	
	5	人による案内	駅員や施設スタッフ等が適切に案内ができるよう、駅の有人改札口および主要公共施設の案内所に、アクセスルートや周辺のバリアフリー設備等を明示した案内地図を常備します。	・アクセスルートの案内地図を各施設、鉄道駅に配布		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	■	■	■	○	○	
				・「障害のある方への接遇マニュアル(区）」「交通事業者向け接遇ガイドライン(国土交通省）」等に沿った窓口対応		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
				・関係施設、商店会、福祉団体等に案内地図を提供し、区民への道案内や声かけ等への協力を依頼		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	アクセスルートマップの配布
②連続的でゆとりのある歩行空間	6	有効幅員の確保	歩行者の安全な歩行を妨げる障害物等を置かないよう、歩道や壁面後退部分、視覚障害者誘導用ブロックの適正な使用について普及啓発を行います。	・歩道等の適正利用について、沿道の関係施設、団体等にチラシ等を配布		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	アクセスルートパンフレットの配布
③円滑な垂直移動	7	２ルート目の確保	駅の構造上，バリアフリー化された経路が1ルートだけでは利便性を欠く駅について，鉄道事業者など関係者と協議し２ルート目の整備に取り組みます。	・光が丘駅A5出口の下りエスカレーターの設計、エレベーターの整備について鉄道事業者等と協議		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	●■	－	●■	－	交通企画課と連携
				・光が丘駅A5出口周辺のバリアフリー整備（スロープ整備等）		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	◎	－	－	－	交通企画課と連携
④管理区域境界のつながりを強化	8	管理境界の連続性	管理境界部分でスムーズな移動が途切れないよう、段差や視覚障害者誘導用ブロックの不連続を解消する整備を進めます。 また、主要な公共施設およびアクセスルート沿道の施設が壁面後退や大規模改修等を行う場合、後退した部分と歩道との仕上げや高さを揃え，公共空間と一体的なデザインとなるよう努めます。	・視覚障害者誘導用ブロックの不連続箇所の整備、改善（再掲）		●	●	●	□	◎	□	◎	◎	◎	◎	◎	□	◎	◎	
				・主要公共施設および沿道施設に対し、大規模改修等の際に管理境界部分で段差等が生じないよう検討依頼		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	□	□	

取組項目3-1　鉄道駅や周辺のバリアフリーを充実させる
事業番号27　駅と周辺の主要な公共施設を結ぶ経路の整備　補足資料

ガイドラインの取組方針	改善方針			アクセスルートの取組		練馬区役所	区民産業プラザ	練馬文化センター	練馬区立美術館・貫井図書館	中村橋区民センター	石神井庁舎	石神井公園区民交流センター	大泉区民事務所	ゆめりあホール・大泉総合福祉事務所	光が丘区民センター	文化交流ひろば・こども発達支援センター	光が丘図書館	練馬光が丘病院	順天堂医学部附属練馬病院外来棟	備考
④管理区域境界のつながりを強化	9	**音声信号等**	視覚障害者の利用頻度が高い施設の周辺で，視覚障害者の需要が見込まれる交差点および横断歩道には、視覚障害者用付加装置付き信号機、エスコートゾーンの設置をはたらきかけます。	・アクセスルート上の必要な箇所に音声信号、エスコートゾーンの整備を考案委員会にはたらきかけ。また、視覚障害者誘導用ブロックと音声信号、エスコートゾーン設置位置の不整合等を整理し、公安委員会および道路管理者に改善等を依頼		■	■	■	□	□	□	□	–	–	–	□	–	◎	□	
	10	**車両への乗り換え**	交通広場等のタクシー乗降場、自家用車乗降場は、後方スロープで車いすが乗降する車両等が安全に利用できるよう歩道の高さを切り下げます。 交通広場等のバス停は、視覚障害者の利用に配慮し、必要と認められる箇所に乗車位置等を確認できるよう視覚障害者誘導用ブロックを整備します。	・タクシー乗り場等の歩道の切り下げ		◎	◎	◎	–	–	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
				・視覚障害者のバス利用についてヒアリング等を実施し、視覚障害者誘導用ブロックの敷設が必要な箇所について整備		◎	◎	◎	–	–	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
⑤拠点機能の充実によるネットワークの拡大	11	**トイレ設備等**	高齢者、障害者、乳幼児連れが必要な設備のトイレを見つけやすく、利用しやすいよう設備等の充実を進めます。	・施設内トイレ機能の一覧等をトイレ近傍や館内案内に掲出		●	●	●	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
				・ベビーチェア、ベビーベッド、小児用便座、オストメイト配慮設備、着替え台、大型ベッドのすべての機能を満たすよう整備。ただし、構造等から必要な機能を満たすことが困難な場合は、近隣施設のトイレ設備の案内を掲示		●	◎	●	□	□	□	□	◎	□	□	◎	□	◎	◎	各施設と協議。 着替え台、小児用便座等は建築課備品対応も検討。
	12	**計画的な点検**	バリアフリー設備等の機能低下を防ぐため計画的に点検等を行います。	・バリアフリー設備の維持管理計画の作成と定期点検		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	□	□	
				・高齢者、障害者等の意見をバリアフリー設備の整備や維持管理に関して利用者の意見聴取を行い、意見の反映に努める		□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
	13	**区民の理解・協力**	バリアフリー設備の適正利用について、広く区民に普及啓発を行います。	・練馬駅周辺の商店会、福祉団体等を対象に、バリアフリー設備や高齢者、障害者の外出に関する理解を深めるワークショップ実施		●	●	●	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	
				・バリアフリー設備の適正利用について、インターネット等を活用し周知		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	区内全域
				・小中学生等を対象に、バリアフリ―設備等の適正利用について学習機会を設ける		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	区内全域